

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第46条の5第6項ただし書	管理者の一部を理事に加えないことの認可	指導予防課

1 審査基準は、

- (1) 法第45条に規定する事項及び定款又は寄付行為に違反していないこと。
- (2) 医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合。

2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。